



薬食監麻発1105第8号
平成22年11月5日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿
各地方厚生（支）局麻薬取締部（支所）長 殿

厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課長

麻薬等代謝尿の麻薬等該当性について（回答）

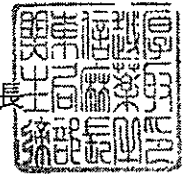
標記について、別添1のとおり関東信越厚生局麻薬取締部長から照会があり、別添2のとおり回答したので参考までに通知する。



関厚麻発0830第4号
平成22年 8月30日

厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課長 殿

関東信越厚生局麻薬取締部長



麻薬等代謝尿の麻薬等該当性について（疑義照会）

標記の件につきまして、下記のとおり疑義が生じたのでご教示願いたく照会します。

記

海外においては、尿中乱用薬物検出キットの検査等に用いる試薬として、麻薬、覚せい剤、大麻、あへん、向精神薬等（以下、「麻薬等」という。）の薬物乱用者から採取した代謝尿（薬物等を含む。）が販売されているところ、今般、同尿を試薬として本邦へ輸入したいとの相談があった。

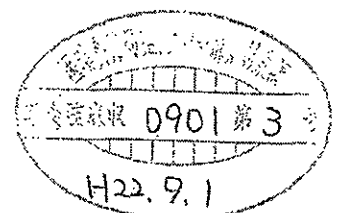
本件輸入の可否については、これら尿が麻薬等に当たるか否かによって結論が分かれることから、これら尿が麻薬等に当たるか否かお伺いする。

なお、以下に当部の意見を付す。

これまで、麻薬等を含有するものであっても、医療機関等で検査のために提出された薬物乱用者から採取された血液及び尿等の代謝物については、麻薬等には当たらないとの解釈及び運用がなされている。

これは、

- ①生体内に入った段階で既にその麻薬等は使用（施用）されたものであること。
- ②そもそも代謝物内に含まれる麻薬等の量がごく微量であり、乱用等に供されるおそれが少ないこと。
- ③濃度測定等の試験検査は医療上研究上不可欠であり、緊急性を伴う場合があること。
- ④流通を目的としたものでないこと。



⑤麻薬等とした場合に、血液や尿の保管を麻薬金庫で行わなければならないこと、
しまい、保管上及び衛生管理上の問題があること。

⑥含有される麻薬等の種類及びその濃度を検出することを目的とするものであつて、その麻薬等そのものを利用したり、取り出したりすることを目的とするものでないこと。

⑦医療機関等においては、医療関係者等により適切に廃棄されていること等を総合的に勘案したものと思料しているところである。

これらにかんがみて本件を考慮したところ、

当該尿が、医療上不可欠なものでなく、流通を目的としたものである上、含まれる麻薬等そのものを利用することを目的としたものであつて、麻薬等の水溶液に大差ないものであり、

また、

実際に人体に使用されたものであるのか、それとも尿に麻薬等を添加したものなのかの判別が困難であり、担保できない（もし販売元の誓約書があったとしてもその誓約書が信用に足りるものなのか、宣誓書にあった尿と同一のものなのか確保する方法がない。）

ことから、本件尿は麻薬等であると解される。

したがって本件の場合、代謝尿を輸入するに当たっては、含有されるものが麻薬（ジアセチルモルヒネを除く。）であれば通常の麻薬輸入同様の免許・許可等を要することとなり、また、ジアセチルモルヒネ、覚せい剤、大麻、あへん等を含有する代謝尿については、何人も輸入できないこととなるものと解する。

以 上



薬食監麻発1105第7号
平成22年11月5日

関東信越厚生局麻薬取締部長 殿

厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課長

麻薬等代謝尿の麻薬等該当性について（回答）

平成22年8月30日関厚麻発0830第4号により照会があった標記については、
貴見のとおりと解する。